

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄）（第一条関係）	・ ・ ・ ・ ・	1
○	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）（抄）（第二条関係）	・ ・ ・ ・ ・	3
○	都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（第三条関係）	・ ・ ・ ・ ・	8
○	都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）（第四条関係）	・ ・ ・ ・ ・	9
○	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第五条第一号関係）	・ ・ ・ ・ ・	10
○	不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第五条第二号関係）	・ ・ ・ ・ ・	11
○	首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）（抄）（第六条第一号関係）	・ ・ ・ ・ ・	12
○	近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）（第六条第二号関係）	・ ・ ・ ・ ・	13
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第七条第一号関係）	・ ・ ・ ・ ・	14
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第七条第二号関係）	・ ・ ・ ・ ・	15
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第七条第三号関係）	・ ・ ・ ・ ・	16
○	景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）（第八条関係）	・ ・ ・ ・ ・	17
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第九条関係）	・ ・ ・ ・ ・	18

改 正 案	現 行
（許可等を要しない特別緑地保全地区における通常の実管理行為、 軽易な行為その他の行為） 第六条 法第十四条第九項第七号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 四 （略） 五 面積が十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが一・五メートルを超えるものを除く。） 六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 イ （略） ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの (1) 四 （略） (5) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 ハ・ニ （略） （特別緑地保全地区内の土地の買入れ等に係る国庫補助金の額） 第七条 法第三十一条第一項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れ若しくは負担に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。 （登録調査機関の登録の有効期間） 第十六条 法第九十九条第一項の政令で定める期間は、三年とする。	（許可等を要しない特別緑地保全地区における通常の実管理行為、 軽易な行為その他の行為） 第六条 法第十四条第九項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 四 （略） 五 面積が十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが一・五メートルを超えるものを除く。） 六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 イ （略） ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの (1) 四 （略） (5) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 ハ・ニ （略） （特別緑地保全地区内の土地の買入れ等に係る国庫補助金の額） 第七条 法第三十一条第一項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。 （新設）

(計画の認定の申請に係る手数料の額)

第十七条 法第百十二条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 国土交通大臣が調査（法第九十五条第一項に規定する調査をいう。以下同じ。）の全部を自ら行う場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第八十八条第一項の認定を受けようとする者 一件につき百二十万円

ロ 法第八十九条第一項の変更の認定を受けようとする者 一件につき四十万円

二 国土交通大臣が登録調査機関に調査の一部を行わせる場合別に政令で定める額

(登録調査機関が行う調査に係る手数料の額の認可)

第十八条 法第百十二条第二項の認可を受けようとする登録調査機関は、認可を受けようとする手数料の額及び調査の業務の実施に要する費用の額に関し国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一 手数料の額が当該調査の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(新設)

(新設)

○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）（抄）（第二条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第七条第一項第五号及び第九条第一項第七号の政令で定める行為） 第二条 法第七条第一項第五号及び第九条第一項第七号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 （略） 二 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積 （特別保存地区内における行為の許可の申請の手続） 第四条 第一条の規定は、法第九条第一項の規定による許可の申請について準用する。 （法第九条第一項ただし書の政令で定める行為） 第五条 法第九条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 七 （略） 八 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの 九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 イ （略） ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行	（法第七条第一項第五号及び第八条第一項第七号の政令で定める行為） 第二条 法第七条第一項第五号及び第八条第一項第七号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 （略） 二 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積 （特別保存地区内における行為の許可の申請の手続） 第四条 第一条の規定は、法第八条第一項の規定による許可の申請について準用する。 （法第八条第一項ただし書の政令で定める行為） 第五条 法第八条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 七 （略） 八 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積^たで、面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの 九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 イ （略） ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行

為を除く。

(1) (7) (略)

(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが一・五メートルを超えるもの

ハ・ニ (略)

ホ 歴史的風土保存計画において定められた当該歴史的風土特別保存地区内の土地における機能維持増進事業の実施の方針に従つて行う行為

ヘ (略)

(特別保存地区内の行為の許可基準)

第六条 法第九条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イ (略)

ホ その他の建築物（以下ホにおいて「普通建築物」という。

(1) (4) (略)

(5) 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該新築後の普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）の屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

(6) (略)

二 建築物の改築

イ (略)

ロ 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該改築後の建築物が前号ホに規定する普通建

為を除く。

(1) (7) (略)

(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが一・五メートルを超えるもの

ハ・ニ (略)

(新設)

ホ (略)

(特別保存地区内の行為の許可基準)

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イ (略)

ホ その他の建築物（以下ホにおいて「普通建築物」という。

(1) (4) (略)

(5) 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該新築後の普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）の屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

(6) (略)

二 建築物の改築

イ (略)

ロ 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該改築後の建築物が前号ホに規定する普通建

建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）である場合には、その屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

ハ（略）

三 建築物の増築

イ、ニ（略）

ホ その他の建築物（以下ホにおいて「普通建築物」という。

（1）（3）（略）

（4） 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該増築後の普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）の屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

（5）（略）

四 工作物（建築物以外の工作物をいい、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区にあつては、前条第九号へ（4）に規定する工作物を除く。以下第六号までにおいて同じ。）の新築

イ、ハ（略）

五・六（略）

六の二 前条第九号へ（4）に規定する工作物の新築、改築又は増築

イ、ハ（略）

七 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、

建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）である場合には、その屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

ハ（略）

三 建築物の増築

イ、ニ（略）

ホ その他の建築物（以下ホにおいて「普通建築物」という。

（1）（3）（略）

（4） 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該増築後の普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）の屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

（5）（略）

四 工作物（建築物以外の工作物をいい、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区にあつては、前条第九号ホ（4）に規定する工作物を除く。以下第六号までにおいて同じ。）の新築

イ、ハ（略）

五・六（略）

六の二 前条第九号ホ（4）に規定する工作物の新築、改築又は増築

イ、ハ（略）

七 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、

当該変更後の地^{（略）}貌が、当該変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

イゝホ （略）

八ゝ十一 （略）

十二 水面の埋立て又は干拓については、当該水面の埋立て又は干拓後の地^{（略）}貌が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

十三 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆^{（略）}積については、当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十四 （略）

（収用委員会の裁決の申請の手續）

第八条 法第十条第三項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（削る）

（国庫負担額）

第九条 国が法第十七条第一項の規定により負担する金額は、法第十条の規定による損失の補償又は法第十二条第一項の規定による

当該変更後の地^{（略）}貌が、当該変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

イゝホ （略）

八ゝ十一 （略）

十二 水面の埋立て又は干拓については、当該水面の埋立て又は干拓後の地^{（略）}貌が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

十三 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆^{（略）}積については、当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十四 （略）

（収用委員会の裁決の申請の手續）

第八条 法第九条第三項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（土地の買入れ価額の算定）

第九条 法第十一条第一項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、近傍類地の取引価額等を考慮して算定した相当な価額とする。

2| 前項の価額を算定するにあつては、不動産鑑定士その他の土地の鑑定評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることが出来る者に評価させなければならない。

（国庫負担額）

第十条 国が法第十四条第一項の規定により負担する金額は、法第九条の規定による損失の補償又は法第十一条の規定による土地の

土地の買入れ若しくは法第十三条第五項の規定による負担に要する費用の額に十分の七（第二種歴史的風土保存地区にあつては、二分の一）を乗じて得た額とする。

（国庫補助金の額）

第十条 法第十七条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

買入れに要する費用の額に十分の七（第二種歴史的風土保存地区にあつては、二分の一）を乗じて得た額とする。

（国庫補助金の額）

第十一条 法第十四条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲） 第二十九条 法第七十一条第一項第一号の政令で定める設備は、次に掲げるものとする。 一 第九条に規定する設備 二 緑地又は緑化施設の管理を効率的に行うために必要な計測機器、通信機器、電子計算機、かん水設備その他国土交通大臣が定める設備 三 太陽光その他の化石燃料以外のエネルギー源から電気又は熱を得るために用いられるものとして国土交通省令で定める設備 四 エネルギーの効率的利用に資するものとして国土交通省令で定める設備	（都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲） 第二十九条 法第七十一条第一項第一号の政令で定める設備は、第九条に規定する設備とする。 （新設） （新設） （新設） （新設）

○ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準） <u>第三条</u> 法<u>第三条第四項</u>の政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準は、次の表のとおりとする。 （表略）	（国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準） <u>第三条</u> 法<u>第三条第三項</u>の政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準は、次の表のとおりとする。 （表略）

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第五条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第九条第一項の許可 四〇四十 （略） （法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一・二 （略） 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第九条第一項 四〇六十三 （略） 二・三 （略）	（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第八条第一項の許可 四〇四十 （略） （法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一・二 （略） 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第八条第一項 四〇六十三 （略） 二・三 （略）

○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第五条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（広告の規制等に係る許可等の処分） 第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）<u>第九条第一項の許可</u> 四（四十）（略）	（広告の規制等に係る許可等の処分） 第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）<u>第八条第一項の許可</u> 四（四十）（略）

○ 首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）（抄）（第六条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国庫補助金の額） 第四条 法第十七条第二項の規定による国の都県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れ若しくは負担に要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。	（国庫補助金の額） 第四条 法第十七条第二項の規定による国の都県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

○ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）（第六条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国庫補助金の額） 第七条 法第十八条第二項の規定による国の府県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れ若しくは負担に要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。	（国庫補助金の額） 第七条 法第十八条第二項の規定による国の府県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第七条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の法令の準用） 第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇六 （略） 七 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第九条第八項 八〇三十三 （略） 2 （略）	（他の法令の準用） 第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇六 （略） 七 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八条第八項 八〇三十三 （略） 2 （略）

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第七条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一〇二十一（略） 二十二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）<u>第七条第三項及び第九条第八項</u> 二十三〇六十一（略） 2・3（略）	第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一〇二十一（略） 二十二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）<u>第七条第三項及び第八条第八項</u> 二十三〇六十一（略） 2・3（略）

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（第七条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇七 （略） 八 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七條第三項及び第九條第八項 九〇三十五 （略） 2 （略）	（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇七 （略） 八 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七條第三項及び第八條第八項 九〇三十五 （略） 2 （略）

○ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画） 第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。 一〇十二 （略） 十三 下水道法第四条第一項又は第二十五条の二十三第一項の事業計画 十四 （略） 十五 都市緑地法第三条の三第一項の広域計画又は同法第四条第一項の基本計画 十六・十七 （略）	（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画） 第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。 一〇十二 （略） 十三 下水道法第四条第一項又は第二十五条の十一第一項の事業計画 十四 （略） 十五 都市緑地法第四条第一項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画 十六・十七 （略）

改正案	現行
（都市環境課の所掌事務） 第八十三条 都市環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事務のうち、次に掲げる事項に關すること。 イ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）に規定する基本方針及び広域計画並びに緑地確保指針及び優良緑地確保計画 ロ 都市緑化支援機構の行う都市緑地法第七十条第五号に掲げる業務 （まちづくり推進課の所掌事務） 第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・十一 （略） 十二 都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第六項、第七項及び第十項の規定による資金の貸付けに關すること（同条第七項の規定による資金の貸付けにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う前号に規定する業務に係るものに限る。）。 （市街地整備課の所掌事務） 第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・十三 （略） 十四 都市開発資金の貸付けに關すること（不動産・建設経済局及び住宅局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。	（都市環境課の所掌事務） 第八十三条 都市環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） （新設） （まちづくり推進課の所掌事務） 第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・十一 （略） 十二 都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第六項、第七項及び第九項の規定による資金の貸付けに關すること（同条第七項の規定による資金の貸付けにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う前号に規定する業務に係るものに限る。）。 （市街地整備課の所掌事務） 第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・十三 （略） 十四 都市開発資金の貸付けに關すること（不動産・建設経済局及び住宅局並びにまちづくり推進課及び公園緑地・景觀課の所掌に属するものを除く。）。

(公園緑地・景観課の所掌事務)

第九十条 公園緑地・景観課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 都市における緑地の保全及び緑化の推進に關すること(第八

十三条第三号に掲げるもの及び参事官の所掌に属するものを除く。)

三 九 (略)

(公園緑地・景観課の所掌事務)

第九十条 公園緑地・景観課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 都市における緑地の保全及び緑化の推進に關すること(参事官の所掌に属するものを除く。)

三 九 (略)